４月定例教育委員会　説明資料	
年月日	平成２９年４月２６日
担当課	生涯学習・スポーツ課

議案第１７号　難病患者等に対する公の施設の施設使用料等の無償化に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

１　制定の目的

特定医療費（指定難病）医療受給者証を所持する難病患者及び障害福祉サービス受給者証を所持する者に対する公の施設の施設使用料等について、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する者と同様の取り扱いを行うため、関係条例の一部改正を目的とします。

２　改正の内容

「障害者等」の定義に、「特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証を所持する者」を加えることとします。

３　施行期日

この条例は、公布の日から施行することとします。

参　　考

(1)関係条例及び関係施設

※障害者手帳所持者等の施設使用料等を無料又は軽減している施設を対象

●関係施設 129 施設(市全体)：うち生涯学習･スポーツ課所管 93 施設

●関係条例　36 条例(市全体)：うち生涯学習･スポーツ課所管 12 条例

(2)経緯と今後の予定

●H29.3.22 難病患者への施設使用料等軽減措置に係る庁内検討会（文化交流課、高齢社会課、中央保健センター、観光戦略課、鳥取砂丘･ジオパーク推進課(欠)、交通政策課、都市環境課、学校教育課、生涯学習・スポーツ課、文化財課、行財政改革課、障がい福祉課）

●条例改正（例規審査会 5/10 頃）→所管各部で条例改正案を部長決裁した上で、障がい福祉課で条例を一本化して全庁的な条例改正を行う。

障がい者減免条例施設一覧

No	例規名称	所管課
1	鳥取市勤労青少年ホーム条例	生涯学習・スポーツ課
2	鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例	生涯学習・スポーツ課
3	鳥取市プールの設置及び管理に関する条例	生涯学習・スポーツ課
4	鳥取市テニス場の設置及び管理に関する条例	生涯学習・スポーツ課
5	鳥取市海洋センターの設置及び管理に関する条例	生涯学習・スポーツ課
6	鳥取市営サッカー場の設置及び管理に関する条例	生涯学習・スポーツ課
7	鳥取市立武道館の設置及び管理に関する条例	生涯学習・スポーツ課
8	鳥取市多目的運動広場の設置及び管理に関する条例	生涯学習・スポーツ課
9	鳥取市農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例	生涯学習・スポーツ課
10	鳥取市さじアストロパークの設置及び管理に関する条例	生涯学習・スポーツ課
11	鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例	生涯学習・スポーツ課
12	鳥取市若葉台スポーツセンターの設置及び管理に関する条例	生涯学習・スポーツ課
13	鳥取市教育センターの設置及び管理に関する条例	学校教育課
14	仁風閣及び宝扇庵の設置及び管理に関する条例	文化財課
15	鳥取市歴史博物館の設置及び管理に関する条例	文化財課
16	鳥取市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例	文化財課
17	鳥取市青谷上寺地遺跡展示館の設置及び管理に関する条例	文化財課
18	鳥取市あおや郷土館の設置及び管理に関する条例	文化財課
19	鳥取市因幡万葉歴史館の設置及び管理に関する条例	文化財課

議案第　　号

難病患者等に対する公の施設の施設使用料等の無償化に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

難病患者等に対する公の施設の施設使用料等の無償化に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

平成２９年６月　日提出

鳥取市長　深　澤　義　彦

難病患者等に対する公の施設の施設使用料等の無償化に伴う関係条例の整備に関する条例

（鳥取市勤労青少年ホーム条例の一部改正）

第１条　鳥取市勤労青少年ホーム条例（昭和４７年鳥取市条例第６号）の一部を次のように改正する。

別表第２項の表備考第５項第１号中「又は精神障害者保健福祉手帳」を「、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証」に改める。

（鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第２条　鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例(昭和４８年鳥取市条例第４８号)の一部を次のように改正する。

別表第１項第１号の表備考第１１項第１号、別表第１項第２号の表備考第７項第１号､別表第１項第３号の表備考第３項第１号､別表第２項の表備考第６項第１号、別表第３項の表備考７項第１号、別表第４項の表備考第７項第１号、別表第５項の

表備考第６項第１号、別表第６項の表備考第８項第１号、別表第７項の表備考第７項第１号及び別表第８項の表備考第６項第１号中「又は精神障害者保健福祉手帳」を「、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証」に改める。

（鳥取市プールの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第３条　鳥取市プールの設置及び管理に関する条例(昭和４９年鳥取市条例第２５号)の一部を次のように改正する。

別表第１備考第４項第１号、別表第２備考第４項第１号、別表第３備考第４項第１号及び別表第４備考第４項第１号中「又は精神障害者保健福祉手帳」を「、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証」に改める。

（鳥取市テニス場の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第４条　鳥取市テニス場の設置及び管理に関する条例(昭和５５年鳥取市条例第２号)の一部を次のように改正する。

別表第１備考第３項第１号、別表第２備考第４項第１号、別表第３備考第４項第１号及び別表第４備考第３項第１号中「又は精神障害者保健福祉手帳」を「、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証」に改める。

（鳥取市海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第５条　鳥取市海洋センターの設置及び管理に関する条例（昭和５９年鳥取市条例第２２号）の一部を次のように改正する。

別表第１第１項第１号の表備考第８項第１号、別表第１第１項第２号の表備考第６項第１号、別表第２第１項の表備考第７項第１号、別表第２第２項の表備考第３項第１号及び別表第３備考第３項第１号中「又は精神障害者保健福祉手帳」を「、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証」に改める。

（鳥取市営サッカー場の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第６条　鳥取市営サッカー場の設置及び管理に関する条例（平成７年鳥取市条例第３号）の一部を次のように改正する。

別表第１項の表備考第４項第１号及び別表第４項の表備考第４項第１号中「又は精神障害者保健福祉手帳」を「、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証」に改める。

（鳥取市立武道館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第７条　鳥取市立武道館の設置及び管理に関する条例（平成１２年鳥取市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

別表第１備考第５項第１号、別表第２備考第４項第１号及び別表第３備考第５項第１号中「又は精神障害者保健福祉手帳」を「、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証」に改める。

（鳥取市多目的運動広場の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第８条　鳥取市多目的運動広場の設置及び管理に関する条例（平成１６年鳥取市条例第１１１号）の一部を次のように改正する。

別表第１備考第５項第１号、別表第２備考第３項第１号、別表第３備考第４項第１号、別表第４備考第５項第１号及び別表第５備考第３項第１号中「又は精神障害者保健福祉手帳」を「、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証」に改める。

（鳥取市農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第９条　鳥取市農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例（平成１６年鳥取市条例第１２０号）の一部を次のように改正する。

別表第１備考第８項第１号、別表第２第１項の表備考第７項第１号、別表第２第２項の表備考第３項第１号及び別表第３備考第６項第１号中「又は精神障害者保健福祉手帳」を「、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証

又は障害福祉サービス受給者証」に改める。

（鳥取市さじアストロパークの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第１０条　鳥取市さじアストロパークの設置及び管理に関する条例（平成１６年鳥取市条例第１４４号）の一部を次のように改正する。

別表第１備考第１項第１号中「又は精神障害者保健福祉手帳」を「、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証」に改める。

（鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第１１条　鳥取市多目的運動広場の設置及び管理に関する条例（平成１６年鳥取市条例第１５０号）の一部を次のように改正する。

別表第１項の表備考第３項第１号、別表第２項の表備考第４項第１号及び別表第３項の表備考第３項第１号中「又は精神障害者保健福祉手帳」を「、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証」に改める。

（鳥取市若葉台スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第１２条　鳥取市若葉台スポーツセンターの設置及び管理に関する条例（平成２４年鳥取市条例第３５号）の一部を次のように改正する。

別表備考第６項第１号中「又は精神障害者保健福祉手帳」を「、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証を所持する

難病患者に対する公の施設の施設使用料等について、障害者手帳の所持者と同様の取り扱いを行うためである。

○鳥取市勤労青少年ホーム条例

昭和４７年４月１日

鳥取市条例第６号

別表（第８条関係）

（本表…全部改正〔平成２４年条例３２号〕、一部改正〔平成２５年条例５２号・２８年２４号〕）

１　集会室等使用料

区分	午前９時～午後６時	午後６時～午後９時
集会室	１時間につき２００円	１時間につき４００円
ロビー	１時間につき７００円	１時間につき１，４００円
図書室	１時間につき１００円	１時間につき２００円
講習室	１時間につき１５０円	１時間につき３００円
音楽室（１）	１時間につき２００円	１時間につき４００円
音楽室（２）	１時間につき１００円	１時間につき２００円
和室	１時間につき２００円	１時間につき４００円

備考

１　１時間未満は、１時間とする。

２　冷暖房設備の使用料は、この表に定める額の５割の額（その額に１０円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

２　多目的ホール使用料

区分	金額（１時間につき）
一般	２００円
小学生、中学生、高齢者	１００円
障害者等	無料

備考

１　１時間未満は、１時間とする。

２　連続して３時間以上使用する場合は、この表に定める額の９割の額とする。

３　多目的ホールの冷暖房設備の使用料は、この表に定める額の５割の額とする。

４　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。

５　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

（１）　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人

（２）　介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

６　日曜日、土曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第２条に規定する祝日及び第３条に規定する休日をいう。）に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合は、無料とする。

別表（第８条関係）

（本表…全部改正〔平成２４年条例３２号〕、一部改正〔平成２５年条例５２号・２８年２４号〕）

１　集会室等使用料

区分	午前９時～午後６時	午後６時～午後９時
集会室	１時間につき２００円	１時間につき４００円
ロビー	１時間につき７００円	１時間につき１，４００円
図書室	１時間につき１００円	１時間につき２００円
講習室	１時間につき１５０円	１時間につき３００円
音楽室（１）	１時間につき２００円	１時間につき４００円
音楽室（２）	１時間につき１００円	１時間につき２００円
和室	１時間につき２００円	１時間につき４００円

備考

１　１時間未満は、１時間とする。

２　冷暖房設備の使用料は、この表に定める額の５割の額（その額に１０円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

２　多目的ホール使用料

区分	金額（１時間につき）
一般	２００円
小学生、中学生、高齢者	１００円
障害者等	無料

備考

１　１時間未満は、１時間とする。

２　連続して３時間以上使用する場合は、この表に定める額の９割の額とする。

３　多目的ホールの冷暖房設備の使用料は、この表に定める額の５割の額とする。

４　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。

５　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

（１）　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人

（２）　介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

６　日曜日、土曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第２条に規定する祝日及び第３条に規定する休日をいう。）に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合は、無料とする。

○鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例

昭和４８年１２月２５日
鳥取市条例第４８号

別表（第７条、第１９条関係）

（本表…全部改正〔平成２４年条例３２号〕、一部改正〔平成２５年条例５２号〕）

１　鳥取市民体育館利用料金

（１）　専用利用

区分 ＼ 時間				午前９時～正午	正午～午後５時	午後５時～午後１０時
競技場	入場料金等を徴収しない場合	アマチュアスポーツ	一般	１時間につき５４０円	１時間につき６００円	１時間につき６６０円
			小学生、中学生、高齢者	１時間につき２７０円	１時間につき３００円	１時間につき３３０円
			障害者等	無料	無料	無料
		アマチュアスポーツ以外	営利目的以外	１時間につき２，７００円	１時間につき３，０００円	１時間につき５，０００円
			営利目的	１時間につき５，４００円	１時間につき６，０００円	１時間につき１０，０００円
	入場料金等を徴収する場合	アマチュアスポーツ		１時間につき１，３５０円	１時間につき１，５００円	１時間につき２，５００円
		アマチュアスポーツ以外	営利目的以外	１時間につき５，４００円	１時間につき６，０００円	１時間につき１０，０００円
			営利目的	１時間につき１０，８００円	１時間につき１２，０００円	１時間につき２０，０００円
会議室				１時間につき２００円	１時間につき２００円	１時間につき４００円
研修室				１時間につき２００円	１時間につき２００円	１時間につき４００円
役員室				１時間につき１５０円	１時間につき１５０円	１時間につき３００円
トレーニング室				１時間につき１，０００円	１時間につき１，０００円	１時間につき１，０００円

備考

１　１時間未満は、１時間とする。

２　「入場料金等」とは、入場料その他これに類する料金をいい、入場料金等を徴収する場合の利用料金は、次の額を加算した額とする。

（１）　アマチュアスポーツの場合は、最高の入場料金等に１００を乗じて得た額

（２）　アマチュアスポーツ以外の場合は、最高の入場料金等に１５０を乗じて得た額

３　アマチュアスポーツ（入場料金等を徴収しない場合に限る。）で競技場を連続して３時間以上利用する場合は、この表に定める額の９割の額とする。

４　日曜日、土曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第２条に規定する祝日及び第３条に規定する休日をいう。以下同じ。）の場合の競技場の利用料金は、入場料金等を徴収する場合に限りこの表に定める額の２割増の額とする。

５　準備及び整理等のため、当日以外の日に競技場、会議室、研修室又は役員室を利用する場合の利用料金は、この表に定める額の５割の額とする。

６　競技場の照明設備の利用料金は、照明灯１灯１時間につき２７円で計算して得た額とする。

７　会議室、研修室及び役員室の冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の５割の額とする。

８　この表の規定により計算して得た額に１０円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

９　附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。

１０　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。

１１　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

（１）　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人

（２）　介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

別表（第７条、第１９条関係）

（本表…全部改正〔平成２４年条例３２号〕、一部改正〔平成２５年条例５２号〕）

１　鳥取市民体育館利用料金

（１）　専用利用

区分 ＼ 時間				午前９時～正午	正午～午後５時	午後５時～午後１０時
競技場	入場料金等を徴収しない場合	アマチュアスポーツ	一般	１時間につき５４０円	１時間につき６００円	１時間につき６６０円
			小学生、中学生、高齢者	１時間につき２７０円	１時間につき３００円	１時間につき３３０円
			障害者等	無料	無料	無料
		アマチュアスポーツ以外	営利目的以外	１時間につき２，７００円	１時間につき３，０００円	１時間につき５，０００円
			営利目的	１時間につき５，４００円	１時間につき６，０００円	１時間につき１０，０００円
	入場料金等を徴収する場合	アマチュアスポーツ		１時間につき１，３５０円	１時間につき１，５００円	１時間につき２，５００円
		アマチュアスポーツ以外	営利目的以外	１時間につき５，４００円	１時間につき６，０００円	１時間につき１０，０００円
			営利目的	１時間につき１０，８００円	１時間につき１２，０００円	１時間につき２０，０００円
会議室				１時間につき２００円	１時間につき２００円	１時間につき４００円
研修室				１時間につき２００円	１時間につき２００円	１時間につき４００円
役員室				１時間につき１５０円	１時間につき１５０円	１時間につき３００円
トレーニング室				１時間につき１，０００円	１時間につき１，０００円	１時間につき１，０００円

備考

１　１時間未満は、１時間とする。

２　「入場料金等」とは、入場料その他これに類する料金をいい、入場料金等を徴収する場合の利用料金は、次の額を加算した額とする。

（１）　アマチュアスポーツの場合は、最高の入場料金等に１００を乗じて得た額

（２）　アマチュアスポーツ以外の場合は、最高の入場料金等に１５０を乗じて得た額

３　アマチュアスポーツ（入場料金等を徴収しない場合に限る。）で競技場を連続して３時間以上利用する場合は、この表に定める額の９割の額とする。

４　日曜日、土曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第２条に規定する祝日及び第３条に規定する休日をいう。以下同じ。）の場合の競技場の利用料金は、入場料金等を徴収する場合に限りこの表に定める額の２割増の額とする。

５　準備及び整理等のため、当日以外の日に競技場、会議室、研修室又は役員室を利用する場合の利用料金は、この表に定める額の５割の額とする。

６　競技場の照明設備の利用料金は、照明灯１灯１時間につき２７円で計算して得た額とする。

７　会議室、研修室及び役員室の冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の５割の額とする。

８　この表の規定により計算して得た額に１０円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

９　附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。

１０　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。

１１　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

（１）　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人

（２）　介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

（２）　部分利用

区分 ＼ 時間			午前９時～正午	正午～午後５時	午後５時～午後１０時
競技場	２分の１の場合	一般	１時間につき２７０円	１時間につき３００円	１時間につき３３０円
		小学生、中学生、高齢者	１時間につき１３５円	１時間につき１５０円	１時間につき１６５円
		障害者等	無料	無料	無料
	３分の１の場合	一般	１時間につき１８０円	１時間につき２００円	１時間につき２２０円
		小学生、中学生、高齢者	１時間につき９０円	１時間につき１００円	１時間につき１１０円
		障害者等	無料	無料	無料
	６分の１の場合	一般	１時間につき９０円	１時間につき１００円	１時間につき１１０円
		小学生、中学生、高齢者	１時間につき４５円	１時間につき５０円	１時間につき５５円
		障害者等	無料	無料	無料

備考
１　１時間未満は、１時間とする。
２　連続して３時間以上利用する場合は、この表に定める額の９割の額とする。
３　照明設備の利用料金は、照明灯１灯１時間につき２７円で計算して得た額とする。
４　この表の規定により計算して得た額に１０円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。
５　附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。
６　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。
７　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
（１）　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
（２）　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

（３）　個人利用

区分		利用料金
トレーニング室	一般	１回につき１５０円
		回数券（１１回分）１，５００円
	小学生、中学生、高齢者	１回につき７０円
		回数券（１１回分）７００円
	障害者等	無料
２階トレーニングスペース	一般	１回につき５０円
	小学生、中学生、高齢者	１回につき２０円
	障害者等	無料

備考
１　附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。
２　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。
３　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
（１）　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
（２）　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
４　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が利用する場合は、無料とする。

（２）　部分利用

区分＼時間			午前９時～正午	正午～午後５時	午後５時～午後１０時
競技場	２分の１の場合	一般	１時間につき２７０円	１時間につき３００円	１時間につき３３０円
		小学生、中学生、高齢者	１時間につき１３５円	１時間につき１５０円	１時間につき１６５円
		障害者等	無料	無料	無料
	３分の１の場合	一般	１時間につき１８０円	１時間につき２００円	１時間につき２２０円
		小学生、中学生、高齢者	１時間につき９０円	１時間につき１００円	１時間につき１１０円
		障害者等	無料	無料	無料
	６分の１の場合	一般	１時間につき９０円	１時間につき１００円	１時間につき１１０円
		小学生、中学生、高齢者	１時間につき４５円	１時間につき５０円	１時間につき５５円
		障害者等	無料	無料	無料

備考
１　１時間未満は、１時間とする。
２　連続して３時間以上利用する場合は、この表に定める額の９割の額とする。
３　照明設備の利用料金は、照明灯１灯１時間につき２７円で計算して得た額とする。
４　この表の規定により計算して得た額に１０円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。
５　附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。
６　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。
７　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
（１）　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人
（２）　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

（３）　個人利用

区分		利用料金
トレーニング室	一般	１回につき１５０円
		回数券（１１回分）１，５００円
	小学生、中学生、高齢者	１回につき７０円
		回数券（１１回分）７００円
	障害者等	無料
２階トレーニングスペース	一般	１回につき５０円
	小学生、中学生、高齢者	１回につき２０円
	障害者等	無料

備考
１　附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。
２　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。
３　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
（１）　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人
（２）　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
４　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が利用する場合は、無料とする。

2　鳥取市稲葉山体育館使用料

区分			金額（１時間につき）
競技場	全面	一般	２００円
		小学生、中学生、高齢者	１００円
		障害者等	無料
トレーニングルーム			１００円

備考
1　１時間未満は、１時間とする。
2　競技場を連続して３時間以上使用する場合は、この表に定める額の９割の額とする。
3　競技場の照明設備の使用料は、１時間につき２７０円で計算して得た額とする。
4　附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。
5　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。
6　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
（1）　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
（2）　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
7　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合は、無料とする。

3　鳥取市城北体育館使用料

区分＼時間			午前９時～午後５時	午後５時～午後１０時
競技場	全面	一般	１時間につき２００円	１時間につき２００円
		小学生、中学生、高齢者	１時間につき１００円	１時間につき１００円
		障害者等	無料	無料
ミーティングルーム			１時間につき１５０円	１時間につき３００円

備考
1　１時間未満は、１時間とする。
2　競技場を連続して３時間以上使用する場合は、この表に定める額の９割の額とする。
3　競技場の照明設備の使用料は、１時間につき２７０円で計算して得た額とする。
4　ミーティングルームの冷暖房設備の使用料は、この表に定める額の５割の額（その額に１０円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。
5　附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。
6　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。
7　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
（1）　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
（2）　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
8　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で競技場を使用する場合は、無料とする。

2　鳥取市稲葉山体育館使用料

区分			金額（１時間につき）
競技場	全面	一般	２００円
		小学生、中学生、高齢者	１００円
		障害者等	無料
トレーニングルーム			１００円

備考
1　１時間未満は、１時間とする。
2　競技場を連続して３時間以上使用する場合は、この表に定める額の９割の額とする。
3　競技場の照明設備の使用料は、１時間につき２７０円で計算して得た額とする。
4　附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。
5　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。
6　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
（１）　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人
（２）　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
7　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合は、無料とする。

3　鳥取市城北体育館使用料

区分＼時間			午前９時～午後５時	午後５時～午後１０時
競技場	全面	一般	１時間につき２００円	１時間につき２００円
		小学生、中学生、高齢者	１時間につき１００円	１時間につき１００円
		障害者等	無料	無料
ミーティングルーム			１時間につき１５０円	１時間につき３００円

備考
1　１時間未満は、１時間とする。
2　競技場を連続して３時間以上使用する場合は、この表に定める額の９割の額とする。
3　競技場の照明設備の使用料は、１時間につき２７０円で計算して得た額とする。
4　ミーティングルームの冷暖房設備の使用料は、この表に定める額の５割の額（その額に１０円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。
5　附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。
6　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。
7　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
（１）　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人
（２）　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
8　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で競技場を使用する場合は、無料とする。

4　鳥取市美保南体育館使用料

区分 ＼ 時間			午前９時～午後５時	午後５時～午後１０時
競技場	全面	一般	１時間につき４００円	１時間につき４００円
		小学生、中学生、高齢者	１時間につき２００円	１時間につき２００円
		障害者等	無料	無料
	半面	一般	１時間につき２００円	１時間につき２００円
		小学生、中学生、高齢者	１時間につき１００円	１時間につき１００円
		障害者等	無料	無料
トレーニングルーム			１時間につき１００円	１時間につき１００円
ミーティングルーム			１時間につき１５０円	１時間につき３００円

備考

1　１時間未満は、１時間とする。
2　競技場を連続して３時間以上使用する場合は、この表に定める額の９割の額とする。
3　競技場の照明設備の使用料は、１時間につき、全面使用の場合にあっては５４０円、半面使用の場合にあっては２７０円で計算して得た額とする。
4　ミーティングルームの冷暖房設備の使用料は、この表に定める額の５割の額（その額に１０円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。
5　附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。
6　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。
7　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
（１）　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
（２）　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
8　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で競技場又はトレーニングルームを使用する場合は、無料とする。

5　鳥取市湖南体育館・久松会館体育館・鳥取市福部町体育館・鳥取市河原町勤労者体育館・鳥取市気高町体育館・鳥取市気高町勤労者体育センター・鳥取市青谷町体育館使用料

区分			金額（１時間につき）
競技場	全面	一般	４００円
		小学生、中学生、高齢者	２００円
		障害者等	無料
	半面	一般	２００円
		小学生、中学生、高齢者	１００円
		障害者等	無料

備考

1　１時間未満は、１時間とする。
2　連続して３時間以上使用する場合は、この表に定める額の９割の額とする。
3　照明設備の使用料は、１時間につき、全面使用の場合にあっては５４０円、半面使用の場合にあっては２７０円で計算して得た額とする。
4　附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。
5　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。
6　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
（１）　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
（２）　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
7　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合は、無料とする。

4　鳥取市美保南体育館使用料

区分 ＼ 時間			午前９時～午後５時	午後５時～午後１０時
競技場	全面	一般	１時間につき４００円	１時間につき４００円
		小学生、中学生、高齢者	１時間につき２００円	１時間につき２００円
		障害者等	無料	無料
	半面	一般	１時間につき２００円	１時間につき２００円
		小学生、中学生、高齢者	１時間につき１００円	１時間につき１００円
		障害者等	無料	無料
トレーニングルーム			１時間につき１００円	１時間につき１００円
ミーティングルーム			１時間につき１５０円	１時間につき３００円

備考
1　１時間未満は、１時間とする。
2　競技場を連続して３時間以上使用する場合は、この表に定める額の９割の額とする。
3　競技場の照明設備の使用料は、１時間につき、全面使用の場合にあっては５４０円、半面使用の場合にあっては２７０円で計算して得た額とする。
4　ミーティングルームの冷暖房設備の使用料は、この表に定める額の５割の額（その額に１０円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。
5　附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。
6　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。
7　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
（１）　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人
（２）　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
8　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で競技場又はトレーニングルームを使用する場合は、無料とする。

5　鳥取市湖南体育館・久松会館体育館・鳥取市福部町体育館・鳥取市河原町勤労者体育館・鳥取市気高町体育館・鳥取市気高町勤労者体育センター・鳥取市青谷町体育館使用料

区分			金額（１時間につき）
競技場	全面	一般	４００円
		小学生、中学生、高齢者	２００円
		障害者等	無料
	半面	一般	２００円
		小学生、中学生、高齢者	１００円
		障害者等	無料

備考
1　１時間未満は、１時間とする。
2　連続して３時間以上使用する場合は、この表に定める額の９割の額とする。
3　照明設備の使用料は、１時間につき、全面使用の場合にあっては５４０円、半面使用の場合にあっては２７０円で計算して得た額とする。
4　附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。
5　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。
6　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
（１）　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人
（２）　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
7　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合は、無料とする。

６　鳥取市河原町総合体育館使用料

区分＼時間			午前９時～正午	正午～午後５時	午後５時～午後１０時
競技場	全面	一般	１時間につき ３６０円	１時間につき ４００円	１時間につき ４４０円
		小学生、中学生、高齢者	１時間につき １８０円	１時間につき ２００円	１時間につき ２２０円
		障害者等	無料	無料	無料
	半面	一般	１時間につき １８０円	１時間につき ２００円	１時間につき ２２０円
		小学生、中学生、高齢者	１時間につき ９０円	１時間につき １００円	１時間につき １１０円
		障害者等	無料	無料	無料
トレーニング室			１時間につき １００円	１時間につき １００円	１時間につき １００円
幼児体育室			１時間につき ２００円	１時間につき ２００円	１時間につき ４００円
高齢者体育室			１時間につき １００円	１時間につき １００円	１時間につき １００円
研修室			１時間につき ２００円	１時間につき ２００円	１時間につき ４００円
健康相談室			１時間につき ２００円	１時間につき ２００円	１時間につき ４００円
卓球場			１時間につき １００円	１時間につき １００円	１時間につき １００円

備考

１　１時間未満は、１時間とする。

２　競技場を連続して３時間以上使用する場合は、この表に定める額の９割の額とする。

３　競技場の照明設備の使用料は、１時間につき、全面使用の場合にあっては５４０円、半面使用の場合にあっては２７０円で計算して得た額とする。

４　幼児体育室、研修室及び健康相談室の冷暖房設備の使用料は、この表に定める額の５割の額とする。

５　この表の規定により計算して得た額に１０円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

６　附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。

７　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。

８　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

（１）　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人

（２）　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

９　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で競技場、トレーニング室、高齢者体育室又は卓球場を使用する場合は、無料とする。

６　鳥取市河原町総合体育館使用料

区分＼時間			午前９時～正午	正午～午後５時	午後５時～午後１０時
競技場	全面	一般	１時間につき ３６０円	１時間につき ４００円	１時間につき ４４０円
		小学生、中学生、高齢者	１時間につき １８０円	１時間につき ２００円	１時間につき ２２０円
		障害者等	無料	無料	無料
	半面	一般	１時間につき １８０円	１時間につき ２００円	１時間につき ２２０円
		小学生、中学生、高齢者	１時間につき ９０円	１時間につき １００円	１時間につき １１０円
		障害者等	無料	無料	無料
トレーニング室			１時間につき １００円	１時間につき １００円	１時間につき １００円
幼児体育室			１時間につき ２００円	１時間につき ２００円	１時間につき ４００円
高齢者体育室			１時間につき １００円	１時間につき １００円	１時間につき １００円
研修室			１時間につき ２００円	１時間につき ２００円	１時間につき ４００円
健康相談室			１時間につき ２００円	１時間につき ２００円	１時間につき ４００円
卓球場			１時間につき １００円	１時間につき １００円	１時間につき １００円

備考

１　１時間未満は、１時間とする。

２　競技場を連続して３時間以上使用する場合は、この表に定める額の９割の額とする。

３　競技場の照明設備の使用料は、１時間につき、全面使用の場合にあっては５４０円、半面使用の場合にあっては２７０円で計算して得た額とする。

４　幼児体育室、研修室及び健康相談室の冷暖房設備の使用料は、この表に定める額の５割の額とする。

５　この表の規定により計算して得た額に１０円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

６　附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。

７　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。

８　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

（１）　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人

（２）　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

９　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で競技場、トレーニング室、高齢者体育室又は卓球場を使用する場合は、無料とする。

7　鳥取市用瀬町勤労者体育センター使用料

区分＼時間			午前９時～午後５時	午後５時～午後１０時
競技場	全面	一般	１時間につき４００円	１時間につき４００円
		小学生、中学生、高齢者	１時間につき２００円	１時間につき２００円
		障害者等	無料	無料
	半面	一般	１時間につき２００円	１時間につき２００円
		小学生、中学生、高齢者	１時間につき１００円	１時間につき１００円
		障害者等	無料	無料
卓球コーナー			１時間につき１００円	１時間につき１００円
トレーニングコーナー			１時間につき１００円	１時間につき１００円
ミーティング室			１時間につき１００円	１時間につき２００円

備考
1　１時間未満は、１時間とする。
2　競技場を連続して３時間以上使用する場合は、この表に定める額の９割の額とする。
3　競技場の照明設備の使用料は、１時間につき、全面使用の場合にあっては５４０円、半面使用の場合にあっては２７０円で計算して得た額とする。
4　ミーティング室の冷暖房設備の使用料は、この表に定める額の５割の額とする。
5　附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。
6　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。
7　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
（１）　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
（２）　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
8　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で競技場、卓球コーナー又はトレーニングコーナーを使用する場合は、無料とする。

8　前各項に掲げる体育館を除く体育館使用料

区分			金額（１時間につき）
競技場	全面	一般	２００円
		小学生、中学生、高齢者	１００円
		障害者等	無料

備考
1　１時間未満は、１時間とする。
2　連続して３時間以上使用する場合は、この表に定める額の９割の額とする。
3　照明設備の使用料は、１時間につき２７０円で計算して得た額とする。
4　附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。
5　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。
6　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
（１）　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
（２）　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
7　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合は、無料とする。

7　鳥取市用瀬町勤労者体育センター使用料

区分＼時間			午前９時～午後５時	午後５時～午後１０時
競技場	全面	一般	１時間につき４００円	１時間につき４００円
		小学生、中学生、高齢者	１時間につき２００円	１時間につき２００円
		障害者等	無料	無料
	半面	一般	１時間につき２００円	１時間につき２００円
		小学生、中学生、高齢者	１時間につき１００円	１時間につき１００円
		障害者等	無料	無料
卓球コーナー			１時間につき１００円	１時間につき１００円
トレーニングコーナー			１時間につき１００円	１時間につき１００円
ミーティング室			１時間につき１００円	１時間につき２００円

備考
1　１時間未満は、１時間とする。
2　競技場を連続して３時間以上使用する場合は、この表に定める額の９割の額とする。
3　競技場の照明設備の使用料は、１時間につき、全面使用の場合にあっては５４０円、半面使用の場合にあっては２７０円で計算して得た額とする。
4　ミーティング室の冷暖房設備の使用料は、この表に定める額の５割の額とする。
5　附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。
6　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。
7　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
（１）　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人
（２）　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
8　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で競技場、卓球コーナー又はトレーニングコーナーを使用する場合は、無料とする。

8　前各項に掲げる体育館を除く体育館使用料

区分			金額（１時間につき）
競技場	全面	一般	２００円
		小学生、中学生、高齢者	１００円
		障害者等	無料

備考
1　１時間未満は、１時間とする。
2　連続して３時間以上使用する場合は、この表に定める額の９割の額とする。
3　照明設備の使用料は、１時間につき２７０円で計算して得た額とする。
4　附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。
5　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。
6　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
（１）　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人
（２）　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
7　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合は、無料とする。

○鳥取市プールの設置及び管理に関する条例

昭和４９年６月２８日
鳥取市条例第２５号

別表第１（第１７条関係）
（本表…全部改正〔平成２４年条例３２号〕）
鳥取市民プール利用料金

区分		利用料金
個人利用	一般	１回につき２００円
		回数券（１１回分）２，０００円
	小学生	１回につき５０円
		回数券（１１回分）５００円
	中学生、高齢者	１回につき１００円
		回数券（１１回分）１，０００円
	障害者等、小学校就学前の者	無料

備考
１　「１回」とは、４時間以内の利用とする。
２　１時間未満は、１時間とする。
３　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。
４　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
（１）　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
（２）　介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
５　日曜日、土曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第２条に規定する祝日及び第３条に規定する休日をいう。以下同じ。）に小学生又は中学生（市民に限る。）が利用する場合は、無料とする。

別表第２（第７条関係）
（本表…全部改正〔平成２４年条例３２号〕）
鳥取市国府町農村勤労福祉センタープール使用料

区分		金額
個人使用	一般	１回につき２００円
		回数券（１１回分）２，０００円
	小学生	１回につき５０円
		回数券（１１回分）５００円
	中学生、高齢者	１回につき１００円
		回数券（１１回分）１，０００円
	障害者等、小学校就学前の者	無料

備考
１　「１回」とは、４時間以内の使用とする。
２　１時間未満は、１時間とする。
３　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。
４　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
（１）　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
（２）　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
５　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が使用する場合は、無料とする。

別表第１（第１７条関係）
（本表…全部改正〔平成２４年条例３２号〕）
鳥取市民プール利用料金

区分		利用料金
個人利用	一般	１回につき２００円
		回数券（１１回分）２，０００円
	小学生	１回につき５０円
		回数券（１１回分）５００円
	中学生、高齢者	１回につき１００円
		回数券（１１回分）１，０００円
	障害者等、小学校就学前の者	無料

備考
１　「１回」とは、４時間以内の利用とする。
２　１時間未満は、１時間とする。
３　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。
４　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
（１）　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人
（２）　介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
５　日曜日、土曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第２条に規定する祝日及び第３条に規定する休日をいう。以下同じ。）に小学生又は中学生（市民に限る。）が利用する場合は、無料とする。

別表第２（第７条関係）
（本表…全部改正〔平成２４年条例３２号〕）
鳥取市国府町農村勤労福祉センタープール使用料

区分		金額
個人使用	一般	１回につき２００円
		回数券（１１回分）２，０００円
	小学生	１回につき５０円
		回数券（１１回分）５００円
	中学生、高齢者	１回につき１００円
		回数券（１１回分）１，０００円
	障害者等、小学校就学前の者	無料

備考
１　「１回」とは、４時間以内の使用とする。
２　１時間未満は、１時間とする。
３　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。
４　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
（１）　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人
（２）　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
５　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が使用する場合は、無料とする。

別表第３（第１７条関係）
（本表…全部改正〔平成２４年条例３２号〕）
鳥取市福部町ほっとスイミングプール利用料金

区分		利用料金
個人利用	一般	１回につき４００円
		回数券（１１回分）３，０００円
	小学生	１回につき１００円
		回数券（１１回分）７５０円
	中学生、高齢者	１回につき２００円
		回数券（１１回分）１，５００円
	障害者等、小学校就学前の者	無料
水泳教室	入会金	１人につき２，０００円
	会費	１月につき９，０００円以内で教室の区分ごとに規則で定める額
通年会員	一般	１年につき１５，０００円
	小学生	１年につき３，７５０円
	中学生、高齢者	１年につき７，５００円
半年会員	一般	６月につき９，０００円
	小学生	６月につき２，２５０円
	中学生、高齢者	６月につき４，５００円

備考
１　「１回」とは、４時間以内の利用とする。
２　１時間未満は、１時間とする。
３　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。
４　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
（１）　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
（２）　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
５　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が利用する場合は、無料とする。

別表第４（第７条関係）
（本表…追加〔平成２４年条例３２号〕）
鳥取市河原市民プール使用料

区分		金額
個人使用	一般	１回につき２００円
		回数券（１１回分）２，０００円
	小学生	１回につき５０円
		回数券（１１回分）５００円
	中学生、高齢者	１回につき１００円
		回数券（１１回分）１，０００円
	障害者等、小学校就学前の者	無料
専用使用		１コース１時間につき１，０００円

備考
１　「１回」とは、４時間以内の使用とする。
２　１時間未満は、１時間とする。
３　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。
４　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
（１）　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
（２）　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
５　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が使用する場合は、無料とする。

別表第３（第１７条関係）
（本表…全部改正〔平成２４年条例３２号〕）
鳥取市福部町ほっとスイミングプール利用料金

区分		利用料金
個人利用	一般	１回につき４００円
		回数券（１１回分）３，０００円
	小学生	１回につき１００円
		回数券（１１回分）７５０円
	中学生、高齢者	１回につき２００円
		回数券（１１回分）１，５００円
	障害者等、小学校就学前の者	無料
水泳教室	入会金	１人につき２，０００円
	会費	１月につき９，０００円以内で教室の区分ごとに規則で定める額
通年会員	一般	１年につき１５，０００円
	小学生	１年につき３，７５０円
	中学生、高齢者	１年につき７，５００円
半年会員	一般	６月につき９，０００円
	小学生	６月につき２，２５０円
	中学生、高齢者	６月につき４，５００円

備考
１　「１回」とは、４時間以内の利用とする。
２　１時間未満は、１時間とする。
３　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。
４　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
（１）　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人
（２）　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
５　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が利用する場合は、無料とする。

別表第４（第７条関係）
（本表…追加〔平成２４年条例３２号〕）
鳥取市河原市民プール使用料

区分		金額
個人使用	一般	１回につき２００円
		回数券（１１回分）２，０００円
	小学生	１回につき５０円
		回数券（１１回分）５００円
	中学生、高齢者	１回につき１００円
		回数券（１１回分）１，０００円
	障害者等、小学校就学前の者	無料
専用使用		１コース１時間につき１，０００円

備考
１　「１回」とは、４時間以内の使用とする。
２　１時間未満は、１時間とする。
３　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。
４　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
（１）　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人
（２）　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
５　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が使用する場合は、無料とする。

○鳥取市テニス場の設置及び管理に関する条例

昭和５５年４月１日
鳥取市条例第２号

別表第１（第１６条関係）
（本表…全部改正〔平成２４年条例３２号〕）
鳥取市千代テニス場利用料金

区分	利用料金（１面１時間につき）
一般	２００円
小学生、中学生、高齢者	１００円
障害者等	無料

備考
１　１時間未満は、１時間とする。
２　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。
３　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
（１）　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
（２）　介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
４　日曜日、土曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第２条に規定する祝日及び第３条に規定する休日をいう。以下同じ。）に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で利用する場合は、無料とする。

別表第２（第１６条関係）
（本表…全部改正〔平成２４年条例３２号〕）
鳥取市城北テニス場利用料金

区分	利用料金（１面１時間につき）
一般	２００円
小学生、中学生、高齢者	１００円
障害者等	無料

備考
１　１時間未満は、１時間とする。
２　照明設備の利用料金は、１面１時間につき３００円で計算して得た額とする。
３　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。
４　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
（１）　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
（２）　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
５　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で利用する場合は、無料とする。

鳥取市条例第２号

別表第１（第１６条関係）
（本表…全部改正〔平成２４年条例３２号〕）
鳥取市千代テニス場利用料金

区分	利用料金（１面１時間につき）
一般	２００円
小学生、中学生、高齢者	１００円
障害者等	無料

備考
１　１時間未満は、１時間とする。
２　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。
３　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
（１）　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人
（２）　介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
４　日曜日、土曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第２条に規定する祝日及び第３条に規定する休日をいう。以下同じ。）に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で利用する場合は、無料とする。

別表第２（第１６条関係）
（本表…全部改正〔平成２４年条例３２号〕）
鳥取市城北テニス場利用料金

区分	利用料金（１面１時間につき）
一般	２００円
小学生、中学生、高齢者	１００円
障害者等	無料

備考
１　１時間未満は、１時間とする。
２　照明設備の利用料金は、１面１時間につき３００円で計算して得た額とする。
３　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。
４　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
（１）　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人
（２）　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
５　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で利用する場合は、無料とする。

別表第３（第５条関係）

（本表…全部改正〔平成２４年条例３２号〕、旧別表第４…繰上〔平成２７年条例２７号〕）

鳥取市福部町テニスコート・鳥取市青谷町グラウンドテニスコート使用料

区分	金額（１面１時間につき）
一般	２００円
小学生、中学生、高齢者	１００円
障害者等	無料

備考

１　１時間未満は、１時間とする。

２　照明設備の使用料は、１面１時間につき３００円で計算して得た額とする。

３　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。

４　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

（１）　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人

（２）　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

５　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合は、無料とする。

別表第４（第５条関係）

（本表…全部改正〔平成２４年条例３２号〕、旧別表第５…繰上〔平成２７年条例２７号〕）

鳥取市気高町龍見台テニスコート使用料

区分	金額（１面１時間につき）
一般	４００円
小学生、中学生、高齢者	２００円
障害者等	無料

備考

１　１時間未満は、１時間とする。

２　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。

３　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

（１）　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人

（２）　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

４　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合は、無料とする。

別表第３（第５条関係）

（本表…全部改正〔平成２４年条例３２号〕、旧別表第４…繰上〔平成２７年条例２７号〕）

鳥取市福部町テニスコート・鳥取市青谷町グラウンドテニスコート使用料

区分	金額（１面１時間につき）
一般	２００円
小学生、中学生、高齢者	１００円
障害者等	無料

備考

１　１時間未満は、１時間とする。

２　照明設備の使用料は、１面１時間につき３００円で計算して得た額とする。

３　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。

４　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

（１）　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人

（２）　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

５　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合は、無料とする。

別表第４（第５条関係）

（本表…全部改正〔平成２４年条例３２号〕、旧別表第５…繰上〔平成２７年条例２７号〕）

鳥取市気高町龍見台テニスコート使用料

区分	金額（１面１時間につき）
一般	４００円
小学生、中学生、高齢者	２００円
障害者等	無料

備考

１　１時間未満は、１時間とする。

２　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。

３　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

（１）　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人

（２）　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

４　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合は、無料とする。

○鳥取市海洋センターの設置及び管理に関する条例

昭和５９年１０月１日

鳥取市条例第２２号

別表第１（第１７条関係）

（本表…全部改正〔平成２４年条例３２号〕、一部改正〔平成２５年条例５２号〕）

１　鳥取市B&G海洋センター体育館等利用料金

（１）　専用利用

区分＼時間				午前９時～午後５時	午後５時～午後１０時
体育館	競技場	全面	一般	１時間につき４００円	１時間につき４００円
			小学生、中学生、高齢者	１時間につき２００円	１時間につき２００円
			障害者等	無料	無料
		半面	一般	１時間につき２００円	１時間につき２００円
			小学生、中学生、高齢者	１時間につき１００円	１時間につき１００円
			障害者等	無料	無料
	ミーティングルーム			１時間につき２００円	１時間につき４００円
武道館		全面	一般	１時間につき４００円	１時間につき４００円
			小学生、中学生、高齢者	１時間につき２００円	１時間につき２００円
			障害者等	無料	無料
		半面	一般	１時間につき２００円	１時間につき２００円
			小学生、中学生、高齢者	１時間につき１００円	１時間につき１００円
			障害者等	無料	無料

備考

１　１時間未満は、１時間とする。

２　体育館競技場を連続して３時間以上利用する場合は、この表に定める額の９割の額とする。

３　体育館競技場の照明設備の利用料金は、１時間につき、全面利用の場合にあっては５４０円、半面利用の場合にあっては２７０円で計算して得た額とする。

４　武道館の照明設備の利用料金は、１時間につき、全面利用の場合にあっては２７０円、半面利用の場合にあっては１３０円で計算して得た額とする。

５　体育館ミーティングルームの冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の５割の額とする。

６　附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。

７　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。

８　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

（１）　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人

（２）　介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

別表第１（第１７条関係）

（本表…全部改正〔平成２４年条例３２号〕、一部改正〔平成２５年条例５２号〕）

１　鳥取市B&G海洋センター体育館等利用料金

（１）　専用利用

区分＼時間				午前９時～午後５時	午後５時～午後１０時
体育館	競技場	全面	一般	１時間につき４００円	１時間につき４００円
			小学生、中学生、高齢者	１時間につき２００円	１時間につき２００円
			障害者等	無料	無料
		半面	一般	１時間につき２００円	１時間につき２００円
			小学生、中学生、高齢者	１時間につき１００円	１時間につき１００円
			障害者等	無料	無料
	ミーティングルーム			１時間につき２００円	１時間につき４００円
武道館		全面	一般	１時間につき４００円	１時間につき４００円
			小学生、中学生、高齢者	１時間につき２００円	１時間につき２００円
			障害者等	無料	無料
		半面	一般	１時間につき２００円	１時間につき２００円
			小学生、中学生、高齢者	１時間につき１００円	１時間につき１００円
			障害者等	無料	無料

備考

１　１時間未満は、１時間とする。

２　体育館競技場を連続して３時間以上利用する場合は、この表に定める額の９割の額とする。

３　体育館競技場の照明設備の利用料金は、１時間につき、全面利用の場合にあっては５４０円、半面利用の場合にあっては２７０円で計算して得た額とする。

４　武道館の照明設備の利用料金は、１時間につき、全面利用の場合にあっては２７０円、半面利用の場合にあっては１３０円で計算して得た額とする。

５　体育館ミーティングルームの冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の５割の額とする。

６　附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。

７　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。

８　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

（１）　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人

（２）　介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

（２）　個人利用

区分		利用料金
体育館（競技場）	一般	１回につき５０円
	小学生、中学生、高齢者	１回につき２０円
	障害者等	無料
武道館	一般	１回につき５０円
	小学生、中学生、高齢者	１回につき２０円
	障害者等	無料
プール	一般	１回につき２００円
		回数券（１１回分）２，０００円
	小学生	１回につき５０円
		回数券（１１回分）５００円
	中学生、高齢者	１回につき１００円
		回数券（１１回分）１，０００円
	障害者等、小学校就学前の者	無料

備考
１　「１回」とは、体育館（競技場）及び武道館にあっては入場してから退場するまでの間の利用とし、プールにあっては４時間以内の利用とする。
２　体育館（競技場）の照明設備の利用料金は、１時間につき２７０円で計算して得た額とする。
３　武道館の照明設備の利用料金は、１時間につき１３０円で計算して得た額とする。
４　附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。
５　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。
６　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
（１）　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
（２）　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
７　日曜日、土曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第２条に規定する祝日及び第３条に規定する休日をいう。以下同じ。）に小学生又は中学生（市民に限る。）が利用する場合は、無料とする。

２　鳥取市B&G海洋センター船類利用料金

区分	利用料金（１艇１時間につき）
カヌー	２００円
カッター	５００円
0・Pヨット	２００円
１２Fヨット	３００円

備考　１時間未満は、１時間とする。

（２）　個人利用

区分		利用料金
体育館（競技場）	一般	１回につき５０円
	小学生、中学生、高齢者	１回につき２０円
	障害者等	無料
武道館	一般	１回につき５０円
	小学生、中学生、高齢者	１回につき２０円
	障害者等	無料
プール	一般	１回につき２００円
		回数券（１１回分）２，０００円
	小学生	１回につき５０円
		回数券（１１回分）５００円
	中学生、高齢者	１回につき１００円
		回数券（１１回分）１，０００円
	障害者等、小学校就学前の者	無料

備考
１　「１回」とは、体育館（競技場）及び武道館にあっては入場してから退場するまでの間の利用とし、プールにあっては４時間以内の利用とする。
２　体育館（競技場）の照明設備の利用料金は、１時間につき２７０円で計算して得た額とする。
３　武道館の照明設備の利用料金は、１時間につき１３０円で計算して得た額とする。
４　附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。
５　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。
６　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
（１）　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人
（２）　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
７　日曜日、土曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第２条に規定する祝日及び第３条に規定する休日をいう。以下同じ。）に小学生又は中学生（市民に限る。）が利用する場合は、無料とする。

２　鳥取市B&G海洋センター船類利用料金

区分	利用料金（１艇１時間につき）
カヌー	２００円
カッター	５００円
0・Pヨット	２００円
１２Fヨット	３００円

備考　１時間未満は、１時間とする。

別表第２（第５条関係）

（本表…全部改正〔平成２４年条例３２号〕、一部改正〔平成２５年条例５２号〕）

１　鳥取市佐治町B&G海洋センター体育館等使用料

区分＼時間			午前９時～午後５時	午後５時～午後１０時
競技場	全面	一般	１時間につき４００円	１時間につき４００円
		小学生、中学生、高齢者	１時間につき２００円	１時間につき２００円
		障害者等	無料	無料
	半面	一般	１時間につき２００円	１時間につき２００円
		小学生、中学生、高齢者	１時間につき１００円	１時間につき１００円
		障害者等	無料	無料
ミーティングルーム			１時間につき２００円	１時間につき４００円

備考

１　１時間未満は、１時間とする。

２　競技場を連続して３時間以上使用する場合は、この表に定める額の９割の額とする。

３　競技場の照明設備の使用料は、１時間につき、全面使用の場合にあっては５４０円、半面使用の場合にあっては２７０円で計算して得た額とする。

４　ミーティングルームの冷暖房設備の使用料は、この表に定める額の５割の額とする。

５　附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。

６　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。

７　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

（１）　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人

（２）　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

８　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で競技場を使用する場合は、無料とする。

別表第２（第５条関係）

（本表…全部改正〔平成２４年条例３２号〕、一部改正〔平成２５年条例５２号〕）

１　鳥取市佐治町B&G海洋センター体育館等使用料

区分＼時間			午前９時～午後５時	午後５時～午後１０時
競技場	全面	一般	１時間につき４００円	１時間につき４００円
		小学生、中学生、高齢者	１時間につき２００円	１時間につき２００円
		障害者等	無料	無料
	半面	一般	１時間につき２００円	１時間につき２００円
		小学生、中学生、高齢者	１時間につき１００円	１時間につき１００円
		障害者等	無料	無料
ミーティングルーム			１時間につき２００円	１時間につき４００円

備考

１　１時間未満は、１時間とする。

２　競技場を連続して３時間以上使用する場合は、この表に定める額の９割の額とする。

３　競技場の照明設備の使用料は、１時間につき、全面使用の場合にあっては５４０円、半面使用の場合にあっては２７０円で計算して得た額とする。

４　ミーティングルームの冷暖房設備の使用料は、この表に定める額の５割の額とする。

５　附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。

６　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。

７　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

（１）　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人

（２）　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

８　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で競技場を使用する場合は、無料とする。

２　鳥取市佐治町B＆G海洋センタープール使用料

区分		金額
個人使用	一般	１回につき２００円
		回数券（１１回分）２，０００円
	小学生	１回につき５０円
		回数券（１１回分）５００円
	中学生、高齢者	１回につき１００円
		回数券（１１回分）１，０００円
	障害者等、小学校就学前の者	無料

備考
１　「１回」とは、４時間以内の使用とする。
２　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。
３　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
（１）　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
（２）　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
４　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が使用する場合は、無料とする。

別表第３（第５条関係）

（本表…全部改正〔平成２４年条例３２号〕）

鳥取市気高町B＆G海洋センタープール・鳥取市鹿野町B＆G海洋センタープール使用料

区分		金額
個人使用	一般	１回につき２００円
		回数券（１１回分）２，０００円
	小学生	１回につき５０円
		回数券（１１回分）５００円
	中学生、高齢者	１回につき１００円
		回数券（１１回分）１，０００円
	障害者等、小学校就学前の者	無料

備考
１　「１回」とは、４時間以内の使用とする。
２　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。
３　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
（１）　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
（２）　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
４　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が使用する場合は、無料とする。

２　鳥取市佐治町B＆G海洋センタープール使用料

区分		金額
個人使用	一般	１回につき２００円
		回数券（１１回分）２，０００円
	小学生	１回につき５０円
		回数券（１１回分）５００円
	中学生、高齢者	１回につき１００円
		回数券（１１回分）１，０００円
	障害者等、小学校就学前の者	無料

備考
１　「１回」とは、４時間以内の使用とする。
２　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。
３　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
（１）　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人
（２）　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
４　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が使用する場合は、無料とする。

別表第３（第５条関係）

（本表…全部改正〔平成２４年条例３２号〕）

鳥取市気高町B＆G海洋センタープール・鳥取市鹿野町B＆G海洋センタープール使用料

区分		金額
個人使用	一般	１回につき２００円
		回数券（１１回分）２，０００円
	小学生	１回につき５０円
		回数券（１１回分）５００円
	中学生、高齢者	１回につき１００円
		回数券（１１回分）１，０００円
	障害者等、小学校就学前の者	無料

備考
１　「１回」とは、４時間以内の使用とする。
２　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。
３　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
（１）　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人
（２）　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
４　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が使用する場合は、無料とする。

○鳥取市営サッカー場の設置及び管理に関する条例

平成７年３月２９日

鳥取市条例第３号

別表（第７条関係）

（本表…一部改正〔平成８年条例２４号・９年７号・１２年１０号・１４年６号・１７年１００号・１８年１８号・２４年４４号・２５年５２号〕）

１　メインスタジアム利用料金

区分			利用料金（１時間につき）
アマチュアスポーツ	入場料を徴収する場合	一般	１５，０００円
		小学生、中学生、高齢者	７，５００円
	入場料を徴収しない場合	一般	３，０００円
		小学生、中学生、高齢者	１，５００円
		障害者等	無料
アマチュアスポーツ以外	入場料を徴収する場合		４０，０００円
	入場料を徴収しない場合		８，０００円

備考

１　１時間未満は、１時間とする。

２　放送器具の利用料金は、規則で定める額とする。

３　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。

４　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

（１）　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人

（２）　介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

２　メインスタジアム夜間照明灯利用料金

区分		利用料金（３０分につき）
アマチュアスポーツ	７５０W	９，９００円
	５００W	８，１００円
	２００W	２，７００円
アマチュアスポーツ以外	１，５００W	３２，４００円
	１，０００W	２９，１００円
	７５０W	２７，５００円
	５００W	２５，９００円
	２００W	８，６００円

備考　３０分未満は、３０分とする。

別表（第７条関係）

（本表…一部改正〔平成８年条例２４号・９年７号・１２年１０号・１４年６号・１７年１００号・１８年１８号・２４年４４号・２５年５２号〕）

１　メインスタジアム利用料金

区分			利用料金（１時間につき）
アマチュアスポーツ	入場料を徴収する場合	一般	１５，０００円
		小学生、中学生、高齢者	７，５００円
	入場料を徴収しない場合	一般	３，０００円
		小学生、中学生、高齢者	１，５００円
		障害者等	無料
アマチュアスポーツ以外	入場料を徴収する場合		４０，０００円
	入場料を徴収しない場合		８，０００円

備考
１　１時間未満は、１時間とする。
２　放送器具の利用料金は、規則で定める額とする。
３　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。
４　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
（１）　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人
（２）　介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

２　メインスタジアム夜間照明灯利用料金

区分		利用料金（３０分につき）
アマチュアスポーツ	７５０W	９，９００円
	５００W	８，１００円
	２００W	２，７００円
アマチュアスポーツ以外	１，５００W	３２，４００円
	１，０００W	２９，１００円
	７５０W	２７，５００円
	５００W	２５，９００円
	２００W	８，６００円

備考　３０分未満は、３０分とする。

３　メインスタジアム大型映像装置利用料金

区分		利用料金（１時間につき）
アマチュアスポーツ	文字のみ表示	１，５００円
	映像表示	５，０００円
アマチュアスポーツ以外		１５，０００円
備考　１時間未満は、１時間とする。		

４　サブグラウンド利用料金

区分	利用料金（１時間につき）
一般	５００円
小学生、中学生、高齢者	２５０円
障害者等	無料

備考
１　１時間未満は、１時間とする。
２　営利を目的とする場合は、メインスタジアム利用料金のアマチュアスポーツ以外の利用料金を適用する。
３　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。
４　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
（１）　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
（２）　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
５　日曜日、土曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第２条に規定する祝日及び第３条に規定する休日をいう。）に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で利用する場合は、無料とする。

５　会議室等利用料金

区分＼時間	午前９時～午後５時	午後５時～午後９時
会議室１・２、本部室	１時間につき５００円	１時間につき１，０００円
医務室、当日券売場	１時間につき１００円	１時間につき２００円
１階放送室、ドーピング室、３階放送室１・２	１時間につき１５０円	１時間につき３００円
応接室、審判室、３階控室	１時間につき２００円	１時間につき４００円
ロッカー室	１時間につき２５０円	１時間につき４５０円

備考
１　１時間未満は、１時間とする。
２　冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の５割の額とする。
３　この表の規定により計算して得た額に１０円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

３　メインスタジアム大型映像装置利用料金

区分		利用料金（１時間につき）
アマチュアスポーツ	文字のみ表示	１，５００円
	映像表示	５，０００円
アマチュアスポーツ以外		１５，０００円
備考　１時間未満は、１時間とする。		

４　サブグラウンド利用料金

区分	利用料金（１時間につき）
一般	５００円
小学生、中学生、高齢者	２５０円
障害者等	無料

備考
１　１時間未満は、１時間とする。
２　営利を目的とする場合は、メインスタジアム利用料金のアマチュアスポーツ以外の利用料金を適用する。
３　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。
４　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
（１）　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人
（２）　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
５　日曜日、土曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第２条に規定する祝日及び第３条に規定する休日をいう。）に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で利用する場合は、無料とする。

５　会議室等利用料金

時間 区分	午前９時～午後５時	午後５時～午後９時
会議室１・２、本部室	１時間につき５００円	１時間につき１，０００円
医務室、当日券売場	１時間につき１００円	１時間につき２００円
１階放送室、ドーピング室、３階放送室１・２	１時間につき１５０円	１時間につき３００円
応接室、審判室、３階控室	１時間につき２００円	１時間につき４００円
ロッカー室	１時間につき２５０円	１時間につき４５０円

備考
１　１時間未満は、１時間とする。
２　冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の５割の額とする。
３　この表の規定により計算して得た額に１０円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

○鳥取市立武道館の設置及び管理に関する条例

平成１２年６月１３日
鳥取市条例第３２号

別表第１（第１７条関係）

（本表…全部改正・一部改正〔平成２４年条例４３号〕、一部改正〔平成２５年条例５２号〕）

鳥取市武道館利用料金

区分				利用料金
柔剣道場	専用利用	全面	一般	１時間につき１，３５０円
			小学生、中学生、高齢者	１時間につき６７０円
			障害者等	無料
		半面	一般	１時間につき６７０円
			小学生、中学生、高齢者	１時間につき３３０円
			障害者等	無料
		４分の１面	一般	１時間につき３３０円
			小学生、中学生、高齢者	１時間につき１６０円
			障害者等	無料
	個人利用	一般		１回につき１５０円
				回数券（１１回分）１，５００円
				１月につき１，６００円
		小学生、中学生、高齢者		１回につき７０円
				回数券（１１回分）７００円
				１月につき８００円
		障害者等		無料
補助道場	専用利用	一般		１時間につき４２０円
		小学生、中学生、高齢者		１時間につき２１０円
		障害者等		無料
	個人利用	一般		１回につき１５０円
				回数券（１１回分）１，５００円
				１月につき１，６００円
		小学生、中学生、高齢者		１回につき７０円
				回数券（１１回分）７００円
				１月につき８００円
		障害者等		無料
会議室		午前９時～午後５時		１時間につき１５０円
		午後５時～午後１０時		１時間につき３００円

備考

１　１時間未満は、１時間とする。

２　柔剣道場の照明設備の利用料金は、１時間につき、全面利用の場合にあっては２７０円、半面利用の場合にあっては１３０円、４分の１面利用の場合にあっては６０円で計算して得た額とする。

３　会議室の冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の５割の額（その額に１０円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

４　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。

５　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

（１）　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人

（２）　介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

６　日曜日、土曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第２条に規定する祝日及び第３条に規定する休日をいう。以下同じ。）に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で柔剣道場又は補助道場を利用する場合は、無料とする。

別表第１（第１７条関係）

（本表…全部改正・一部改正〔平成２４年条例４３号〕、一部改正〔平成２５年条例５２号〕）

鳥取市武道館利用料金

区分				利用料金
柔剣道場	専用利用	全面	一般	１時間につき１，３５０円
			小学生、中学生、高齢者	１時間につき６７０円
			障害者等	無料
		半面	一般	１時間につき６７０円
			小学生、中学生、高齢者	１時間につき３３０円
			障害者等	無料
		４分の１面	一般	１時間につき３３０円
			小学生、中学生、高齢者	１時間につき１６０円
			障害者等	無料
	個人利用	一般		１回につき１５０円
				回数券（１１回分）１，５００円
				１月につき１，６００円
		小学生、中学生、高齢者		１回につき７０円
				回数券（１１回分）７００円
				１月につき８００円
		障害者等		無料
補助道場	専用利用	一般		１時間につき４２０円
		小学生、中学生、高齢者		１時間につき２１０円
		障害者等		無料
	個人利用	一般		１回につき１５０円
				回数券（１１回分）１，５００円
				１月につき１，６００円
		小学生、中学生、高齢者		１回につき７０円
				回数券（１１回分）７００円
				１月につき８００円
		障害者等		無料
会議室		午前９時～午後５時		１時間につき１５０円
		午後５時～午後１０時		１時間につき３００円

備考

１　１時間未満は、１時間とする。

２　柔剣道場の照明設備の利用料金は、１時間につき、全面利用の場合にあっては２７０円、半面利用の場合にあっては１３０円、４分の１面利用の場合にあっては６０円で計算して得た額とする。

３　会議室の冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の５割の額（その額に１０円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

４　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。

５　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

（１）　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人

（２）　介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

６　日曜日、土曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第２条に規定する祝日及び第３条に規定する休日をいう。以下同じ。）に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で柔剣道場又は補助道場を利用する場合は、無料とする。

別表第２（第１７条関係）
（本表…追加〔平成２４年条例４３号〕）
鳥取市弓道場利用料金

区分				利用料金
近的場、遠的場	専用利用	全面	一般	１時間につき６００円
			小学生、中学生、高齢者	１時間につき３００円
			障害者等	無料
		半面	一般	１時間につき３００円
			小学生、中学生、高齢者	１時間につき１５０円
			障害者等	無料
	個人利用	一般		１回につき１５０円
				回数券（１１回分）１，５００円
				１月につき１，６００円
		小学生、中学生、高齢者		１回につき７０円
				回数券（１１回分）７００円
				１月につき８００円
		障害者等		無料
研修室		午前９時～午後５時		１時間につき２００円
		午後５時～午後１０時		１時間につき４００円

備考
１　１時間未満は、１時間とする。
２　研修室の冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の５割の額とする。
３　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。
４　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
（１）　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
（２）　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
５　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で近的場又は遠的場を利用する場合は、無料とする。

別表第３（第５条関係）
（本表…全部改正・旧別表第２…繰下〔平成２４年条例４３号〕）
鳥取市福部町武道館使用料

区分	金額（１時間につき）
一般	２００円
小学生、中学生、高齢者	１００円
障害者等	無料

備考
１　１時間未満は、１時間とする。
２　連続して３時間以上使用する場合は、この表に定める額の９割の額とする。
３　照明設備の使用料は、１時間につき１３０円で計算して得た額とする。
４　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。
５　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
（１）　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
（２）　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
６　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合は、無料とする。

別表第２（第１７条関係）
（本表…追加〔平成２４年条例４３号〕）
鳥取市弓道場利用料金

区分				利用料金
近的場、遠的場	専用利用	全面	一般	１時間につき６００円
			小学生、中学生、高齢者	１時間につき３００円
			障害者等	無料
		半面	一般	１時間につき３００円
			小学生、中学生、高齢者	１時間につき１５０円
			障害者等	無料
	個人利用	一般		１回につき１５０円
				回数券（１１回分）１，５００円
				１月につき１，６００円
		小学生、中学生、高齢者		１回につき７０円
				回数券（１１回分）７００円
				１月につき８００円
		障害者等		無料
研修室		午前９時～午後５時		１時間につき２００円
		午後５時～午後１０時		１時間につき４００円

備考
１　１時間未満は、１時間とする。
２　研修室の冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の５割の額とする。
３　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。
４　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
（１）　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人
（２）　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
５　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で近的場又は遠的場を利用する場合は、無料とする。

別表第３（第５条関係）
（本表…全部改正・旧別表第２…繰下〔平成２４年条例４３号〕）
鳥取市福部町武道館使用料

区分	金額（１時間につき）
一般	２００円
小学生、中学生、高齢者	１００円
障害者等	無料

備考
１　１時間未満は、１時間とする。
２　連続して３時間以上使用する場合は、この表に定める額の９割の額とする。
３　照明設備の使用料は、１時間につき１３０円で計算して得た額とする。
４　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。
５　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
（１）　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人
（２）　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
６　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合は、無料とする。

○鳥取市多目的運動広場の設置及び管理に関する条例

平成１６年９月３０日
鳥取市条例第１１１号

別表第１（第３条、第５条関係）
（本表…全部改正〔平成２４年条例３２号〕）
鳥取市佐治町多目的運動広場使用料

区分		金額（１時間につき）
グラウンド	一般	３００円
	小学生、中学生、高齢者	１５０円
	障害者等	無料
テニスコート	一般	２００円
	小学生、中学生、高齢者	１００円
	障害者等	無料

備考
１　１時間未満は、１時間とする。
２　グラウンドの照明設備の使用料は、１時間につき３，０００円で計算して得た額とする。
３　テニスコートの照明設備の使用料は、１面１時間につき３００円で計算して得た額とする。
４　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。
５　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
（１）　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
（２）　介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
６　日曜日、土曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第２条に規定する祝日及び第３条に規定する休日をいう。以下同じ。）に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合は、無料とする。

別表第２（第３条、第５条関係）
（本表…全部改正〔平成２４年条例３２号〕）
鳥取市佐治町多目的広場使用料

区分	金額（１時間につき）
一般	２００円
小学生、中学生、高齢者	１００円
障害者等	無料

備考
１　１時間未満は、１時間とする。
２　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。
３　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
（１）　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
（２）　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
４　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合は、無料とする。

別表第１（第３条、第５条関係）
（本表…全部改正〔平成２４年条例３２号〕）
鳥取市佐治町多目的運動広場使用料

区分		金額（１時間につき）
グラウンド	一般	３００円
	小学生、中学生、高齢者	１５０円
	障害者等	無料
テニスコート	一般	２００円
	小学生、中学生、高齢者	１００円
	障害者等	無料

備考
１　１時間未満は、１時間とする。
２　グラウンドの照明設備の使用料は、１時間につき３，０００円で計算して得た額とする。
３　テニスコートの照明設備の使用料は、１面１時間につき３００円で計算して得た額とする。
４　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。
５　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
（１）　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人
（２）　介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
６　日曜日、土曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第２条に規定する祝日及び第３条に規定する休日をいう。以下同じ。）に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合は、無料とする。

別表第２（第３条、第５条関係）
（本表…全部改正〔平成２４年条例３２号〕）
鳥取市佐治町多目的広場使用料

区分	金額（１時間につき）
一般	２００円
小学生、中学生、高齢者	１００円
障害者等	無料

備考
１　１時間未満は、１時間とする。
２　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。
３　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
（１）　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人
（２）　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
４　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合は、無料とする。

別表第３（第３条、第５条関係）
（本表…全部改正〔平成２４年条例３２号〕）
鳥取市気高町運動広場使用料

区分	金額（１時間につき）
一般	３００円
小学生、中学生、高齢者	１５０円
障害者等	無料

備考
１　１時間未満は、１時間とする。
２　照明設備の使用料は、１時間につき３，０００円で計算して得た額とする。
３　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。
４　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
（１）　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
（２）　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
５　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合は、無料とする。

別表第４（第３条、第５条関係）
（本表…全部改正〔平成２４年条例３２号〕）
鳥取市鹿野町運動広場使用料

区分		金額（１時間につき）
グラウンド	一般	３００円
	小学生、中学生、高齢者	１５０円
	障害者等	無料
テニスコート	一般	２００円
	小学生、中学生、高齢者	１００円
	障害者等	無料

備考
１　１時間未満は、１時間とする。
２　グラウンドの照明設備の使用料は、１時間につき３，０００円で計算して得た額とする。
３　テニスコートの照明設備の使用料は、１面１時間につき３００円で計算して得た額とする。
４　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。
５　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
（１）　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
（２）　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
６　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合は、無料とする。

別表第３（第３条、第５条関係）
（本表…全部改正〔平成２４年条例３２号〕）
鳥取市気高町運動広場使用料

区分	金額（１時間につき）
一般	３００円
小学生、中学生、高齢者	１５０円
障害者等	無料

備考
１　１時間未満は、１時間とする。
２　照明設備の使用料は、１時間につき３，０００円で計算して得た額とする。
３　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。
４　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
（１）　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人
（２）　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
５　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合は、無料とする。

別表第４（第３条、第５条関係）
（本表…全部改正〔平成２４年条例３２号〕）
鳥取市鹿野町運動広場使用料

区分		金額（１時間につき）
グラウンド	一般	３００円
	小学生、中学生、高齢者	１５０円
	障害者等	無料
テニスコート	一般	２００円
	小学生、中学生、高齢者	１００円
	障害者等	無料

備考
１　１時間未満は、１時間とする。
２　グラウンドの照明設備の使用料は、１時間につき３，０００円で計算して得た額とする。
３　テニスコートの照明設備の使用料は、１面１時間につき３００円で計算して得た額とする。
４　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。
５　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
（１）　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人
（２）　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
６　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合は、無料とする。

別表第５（第３条、第５条関係）
（本表…全部改正〔平成２４年条例３２号〕）
鳥取市青谷町農村広場使用料

区分	金額（１時間につき）
一般	３００円
小学生、中学生、高齢者	１５０円
障害者等	無料

備考
１　１時間未満は、１時間とする。
２　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。
３　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
（１）　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
（２）　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
４　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合は、無料とする。

別表第５（第３条、第５条関係）
（本表…全部改正〔平成２４年条例３２号〕）
鳥取市青谷町農村広場使用料

区分	金額（１時間につき）
一般	３００円
小学生、中学生、高齢者	１５０円
障害者等	無料

備考
１　１時間未満は、１時間とする。
２　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。
３　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
（１）　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人
（２）　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
４　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合は、無料とする。

○鳥取市農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例

平成１６年９月３０日
鳥取市条例第１２０号

別表第１（第３条、第５条関係）

（本表…全部改正〔平成２４年条例３２号〕、一部改正〔平成２５年条例５２号〕）

鳥取市気高町農業者トレーニングセンター使用料

区分＼時間			午前９時～正午	正午～午後５時	午後５時～午後１０時
競技場	全面	一般	１時間につき３６０円	１時間につき４００円	１時間につき４４０円
		小学生、中学生、高齢者	１時間につき１８０円	１時間につき２００円	１時間につき２２０円
		障害者等	無料	無料	無料
	半面	一般	１時間につき１８０円	１時間につき２００円	１時間につき２２０円
		小学生、中学生、高齢者	１時間につき９０円	１時間につき１００円	１時間につき１１０円
		障害者等	無料	無料	無料
トレーニング室			１時間につき１００円	１時間につき１００円	１時間につき１００円
研修室			１時間につき３００円	１時間につき３００円	１時間につき６００円
健康管理室			１時間につき１５０円	１時間につき１５０円	１時間につき３００円

備考

１　１時間未満は、１時間とする。

２　競技場を連続して３時間以上使用する場合は、この表に定める額の９割の額とする。

３　競技場の照明設備の使用料は、１時間につき、全面使用の場合にあっては５４０円、半面使用の場合にあっては２７０円で計算して得た額とする。

４　研修室及び健康管理室の冷暖房設備の使用料は、この表に定める額の５割の額とする。

５　この表の規定により計算して得た額に１０円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

６　附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。

７　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。

８　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

（１）　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人

（２）　介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

９　日曜日、土曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第２条に規定する祝日及び第３条に規定する休日をいう。以下同じ。）に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で競技場又はトレーニング室を使用する場合は、無料とする。

別表第１（第３条、第５条関係）

（本表…全部改正〔平成２４年条例３２号〕、一部改正〔平成２５年条例５２号〕）

鳥取市気高町農業者トレーニングセンター使用料

区分＼時間			午前９時～正午	正午～午後５時	午後５時～午後１０時
競技場	全面	一般	１時間につき３６０円	１時間につき４００円	１時間につき４４０円
		小学生、中学生、高齢者	１時間につき１８０円	１時間につき２００円	１時間につき２２０円
		障害者等	無料	無料	無料
	半面	一般	１時間につき１８０円	１時間につき２００円	１時間につき２２０円
		小学生、中学生、高齢者	１時間につき９０円	１時間につき１００円	１時間につき１１０円
		障害者等	無料	無料	無料
トレーニング室			１時間につき１００円	１時間につき１００円	１時間につき１００円
研修室			１時間につき３００円	１時間につき３００円	１時間につき６００円
健康管理室			１時間につき１５０円	１時間につき１５０円	１時間につき３００円

備考

１　１時間未満は、１時間とする。

２　競技場を連続して３時間以上使用する場合は、この表に定める額の９割の額とする。

３　競技場の照明設備の使用料は、１時間につき、全面使用の場合にあっては５４０円、半面使用の場合にあっては２７０円で計算して得た額とする。

４　研修室及び健康管理室の冷暖房設備の使用料は、この表に定める額の５割の額とする。

５　この表の規定により計算して得た額に１０円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

６　附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。

７　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。

８　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

（１）　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人

（２）　介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

９　日曜日、土曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第２条に規定する祝日及び第３条に規定する休日をいう。以下同じ。）に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で競技場又はトレーニング室を使用する場合は、無料とする。

別表第２（第３条、第５条関係）

鳥取市鹿野町農業者トレーニングセンター使用料

１　競技場・和研修室・洋研修室・会議室・生活改善室

区分＼時間			午前８時３０分～午後５時	午後５時～午後１０時
競技場	全面	一般	１時間につき４００円	１時間につき４００円
		小学生、中学生、高齢者	１時間につき２００円	１時間につき２００円
		障害者等	無料	無料
	半面	一般	１時間につき２００円	１時間につき２００円
		小学生、中学生、高齢者	１時間につき１００円	１時間につき１００円
		障害者等	無料	無料
和研修室（全部）			１時間につき５００円	１時間につき１，０００円
和研修室（一部）			１時間につき２５０円	１時間につき５００円
洋研修室			１時間につき５００円	１時間につき１，０００円
会議室			１時間につき２００円	１時間につき４００円
生活改善室			１時間につき３００円	１時間につき６００円

備考

１　１時間未満は、１時間とする。

２　競技場を連続して３時間以上使用する場合は、この表に定める額の９割の額とする。

３　競技場の照明設備の使用料は、１時間につき、全面使用の場合にあっては５４０円、半面使用の場合にあっては２７０円で計算して得た額とする。

４　和研修室、洋研修室、会議室及び生活改善室の冷暖房設備の使用料は、この表に定める額の５割の額（その額に１０円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

５　附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。

６　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。

７　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

（１）　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人

（２）　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

８　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で競技場を使用する場合は、無料とする。

２　トレーニング室

区分	金額（１人当たり）
一般	１回につき１５０円
	回数券（１１回分）１，５００円
小学生、中学生、高齢者	１回につき７０円
	回数券（１１回分）７００円
障害者等	無料

備考

１　附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。

２　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。

３　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

（１）　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人

（２）　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

４　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が使用する場合は、無料とする。

別表第２（第３条、第５条関係）

鳥取市鹿野町農業者トレーニングセンター使用料

１　競技場・和研修室・洋研修室・会議室・生活改善室

区分＼時間			午前８時３０分～午後５時	午後５時～午後１０時
競技場	全面	一般	１時間につき４００円	１時間につき４００円
		小学生、中学生、高齢者	１時間につき２００円	１時間につき２００円
		障害者等	無料	無料
	半面	一般	１時間につき２００円	１時間につき２００円
		小学生、中学生、高齢者	１時間につき１００円	１時間につき１００円
		障害者等	無料	無料
和研修室（全部）			１時間につき５００円	１時間につき１，０００円
和研修室（一部）			１時間につき２５０円	１時間につき５００円
洋研修室			１時間につき５００円	１時間につき１，０００円
会議室			１時間につき２００円	１時間につき４００円
生活改善室			１時間につき３００円	１時間につき６００円

備考

１　１時間未満は、１時間とする。

２　競技場を連続して３時間以上使用する場合は、この表に定める額の９割の額とする。

３　競技場の照明設備の使用料は、１時間につき、全面使用の場合にあっては５４０円、半面使用の場合にあっては２７０円で計算して得た額とする。

４　和研修室、洋研修室、会議室及び生活改善室の冷暖房設備の使用料は、この表に定める額の５割の額（その額に１０円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

５　附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。

６　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。

７　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

（１）　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人

（２）　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

８　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で競技場を使用する場合は、無料とする。

２　トレーニング室

区分	金額（１人当たり）
一般	１回につき１５０円
	回数券（１１回分）１，５００円
小学生、中学生、高齢者	１回につき７０円
	回数券（１１回分）７００円
障害者等	無料

備考

１　附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。

２　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。

３　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

（１）　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人

（２）　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

４　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が使用する場合は、無料とする。

別表第３（第３条、第５条関係）

（本表…全部改正〔平成２４年条例３２号〕、一部改正〔平成２５年条例５２号〕）

鳥取市青谷町農林漁業者トレーニングセンター使用料

区分＼時間			午前９時～正午	正午～午後５時	午後５時～午後１０時
競技場	全面	一般	１時間につき３６０円	１時間につき４００円	１時間につき４４０円
		小学生、中学生、高齢者	１時間につき１８０円	１時間につき２００円	１時間につき２２０円
		障害者等	無料	無料	無料
	半面	一般	１時間につき１８０円	１時間につき２００円	１時間につき２２０円
		小学生、中学生、高齢者	１時間につき９０円	１時間につき１００円	１時間につき１１０円
		障害者等	無料	無料	無料
トレーニング室			１時間につき１００円	１時間につき１００円	１時間につき１００円

備考

１　１時間未満は、１時間とする。

２　連続して３時間以上使用する場合は、この表に定める額の９割の額（その額に１０円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

３　照明設備の使用料は、１時間につき、全面使用の場合にあっては５４０円、半面使用の場合にあっては２７０円で計算して得た額とする。

４　附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。

５　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。

６　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

（１）　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人

（２）　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

７　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合は、無料とする。

別表第３（第３条、第５条関係）

（本表…全部改正〔平成２４年条例３２号〕、一部改正〔平成２５年条例５２号〕）

鳥取市青谷町農林漁業者トレーニングセンター使用料

区分＼時間			午前９時～正午	正午～午後５時	午後５時～午後１０時
競技場	全面	一般	１時間につき３６０円	１時間につき４００円	１時間につき４４０円
		小学生、中学生、高齢者	１時間につき１８０円	１時間につき２００円	１時間につき２２０円
		障害者等	無料	無料	無料
	半面	一般	１時間につき１８０円	１時間につき２００円	１時間につき２２０円
		小学生、中学生、高齢者	１時間につき９０円	１時間につき１００円	１時間につき１１０円
		障害者等	無料	無料	無料
トレーニング室			１時間につき１００円	１時間につき１００円	１時間につき１００円

備考

１　１時間未満は、１時間とする。

２　連続して３時間以上使用する場合は、この表に定める額の９割の額（その額に１０円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

３　照明設備の使用料は、１時間につき、全面使用の場合にあっては５４０円、半面使用の場合にあっては２７０円で計算して得た額とする。

４　附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。

５　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。

６　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

（１）　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人

（２）　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

７　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合は、無料とする。

○鳥取市さじアストロパークの設置及び管理に関する条例

平成１６年９月３０日
鳥取市条例第１４４号

別表第１（第４条、第６条関係）

（本表…一部改正〔平成１８年条例１８号・２０年２２号・２４年３２号〕、旧別表…一部改正〔平成２５年条例６１号〕）

区分				使用料
佐治天文台	天文台入館料		一般	１人１回につき３００円
			小学生、中学生、障害者等、小学校就学前の者	無料
	プラネタリウム観覧料		大人	１人１回につき３００円
			小人	１人１回につき２００円
	大型望遠鏡夜間観望料		大人	１人１回につき３００円
			小人	１人１回につき２００円
	企画展示観覧料		１人１回につき１，５００円以内で市長が定める額	
	会議室	大会議室	市民	１回につき３，０００円
			上記以外	１回につき３，６００円
		中会議室	市民	１回につき２，０００円
			上記以外	１回につき２，４００円
		小会議室	市民	１回につき１，０００円
			上記以外	１回につき１，２００円
多目的広場				無料
体験農園管理棟				無料

備考

１　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

（１）　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人

（２）　介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

２　「大人」とは高校生以上を、「小人」とは小・中学生をいう。

３　「企画展示観覧料」とは、特別な企画に基づき展示している展示品等の観覧料をいう。

４　８人以上の団体の場合の天文台入館料、プラネタリウム観覧料、大型望遠鏡夜間観望料及び企画展示観覧料は、この表に定める額の８割の額とする。

５　１時間未満の会議室使用料は、無料とする。

別表第１（第４条、第６条関係）

（本表…一部改正〔平成１８年条例１８号・２０年２２号・２４年３２号〕、旧別表…一部改正〔平成２５年条例６１号〕）

区分				使用料
佐治天文台	天文台入館料		一般	１人１回につき３００円
			小学生、中学生、障害者等、小学校就学前の者	無料
	プラネタリウム観覧料		大人	１人１回につき３００円
			小人	１人１回につき２００円
	大型望遠鏡夜間観望料		大人	１人１回につき３００円
			小人	１人１回につき２００円
	企画展示観覧料		１人１回につき１，５００円以内で市長が定める額	
	会議室	大会議室	市民	１回につき３，０００円
			上記以外	１回につき３，６００円
		中会議室	市民	１回につき２，０００円
			上記以外	１回につき２，４００円
		小会議室	市民	１回につき１，０００円
			上記以外	１回につき１，２００円
多目的広場				無料
体験農園管理棟				無料

備考

１　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

（１）　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人

（２）　介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

２　「大人」とは高校生以上を、「小人」とは小・中学生をいう。

３　「企画展示観覧料」とは、特別な企画に基づき展示している展示品等の観覧料をいう。

４　８人以上の団体の場合の天文台入館料、プラネタリウム観覧料、大型望遠鏡夜間観望料及び企画展示観覧料は、この表に定める額の８割の額とする。

５　１時間未満の会議室使用料は、無料とする。

別表第２（第４条、第６条関係）
（本表…追加〔平成２５年条例６１号〕）

区分			使用料（１泊につき）
天体宿泊施設	セレス観測所、ジュノー観測所、アストラエア観測所	共有部分（居間・台所・風呂・便所等）	１６，３００円
		和室１	４，５００円
		和室２	４，５００円
		天体観測室	４，５００円
	パラス観測所	共有部分（居間・台所・風呂・便所等）	１６，３００円
		和室１	４，５００円
		和室２	４，５００円
		洋室	４，５００円
		天体観測室	４，５００円

備考
１　観測所を使用する者は、共有部分、和室１、和室２及び天体観測室を使用するものとする。ただし、次の各号に定める部分の使用については、この限りでない。
（１）　観測所を３名以下で使用する場合　和室１又は和室２のいずれか１室
（２）　天候、機器の不具合等により天体観測室が使用できない場合　天体観測室
２　使用料は、前項の規定により使用する部分の使用料の額を合計した額とし、別に洋室を使用する場合は、当該額に洋室の使用料を合算した額とする。

別表第２（第４条、第６条関係）
（本表…追加〔平成２５年条例６１号〕）

区分			使用料（１泊につき）
天体宿泊施設	セレス観測所、ジュノー観測所、アストラエア観測所	共有部分（居間・台所・風呂・便所等）	１６，３００円
		和室１	４，５００円
		和室２	４，５００円
		天体観測室	４，５００円
	パラス観測所	共有部分（居間・台所・風呂・便所等）	１６，３００円
		和室１	４，５００円
		和室２	４，５００円
		洋室	４，５００円
		天体観測室	４，５００円

備考
１　観測所を使用する者は、共有部分、和室１、和室２及び天体観測室を使用するものとする。ただし、次の各号に定める部分の使用については、この限りでない。
（１）　観測所を３名以下で使用する場合　和室１又は和室２のいずれか１室
（２）　天候、機器の不具合等により天体観測室が使用できない場合　天体観測室
２　使用料は、前項の規定により使用する部分の使用料の額を合計した額とし、別に洋室を使用する場合は、当該額に洋室の使用料を合算した額とする。

○鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例

平成１６年９月３０日
鳥取市条例第１５０号

別表（第３条、第５条関係）

（旧別表第１…一部改正〔平成２４年条例３２号〕、本表…一部改正〔平成２７年条例２７号〕）

１　鳥取市国府町運動場・鳥取市福部町グラウンド・鳥取市気高町運動場使用料

区分	金額（１時間につき）
一般	３００円
小学生、中学生、高齢者	１５０円
障害者等	無料

備考

１　１時間未満は、１時間とする。

２　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。

３　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

（１）　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人

（２）　介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

４　日曜日、土曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第２条に規定する祝日及び第３条に規定する休日をいう。以下同じ。）に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合は、無料とする。

２　鳥取市青谷町グラウンド使用料

区分	金額（１時間につき）
一般	５００円
小学生、中学生、高齢者	２５０円
障害者等	無料

備考

１　１時間未満は、１時間とする。

２　照明設備の使用料は、１時間につき３，０００円で計算して得た額とする。

３　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。

４　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

（１）　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人

（２）　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

５　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合は、無料とする。

別表（第３条、第５条関係）

（旧別表第１…一部改正〔平成２４年条例３２号〕、本表…一部改正〔平成２７年条例２７号〕）

１　鳥取市国府町運動場・鳥取市福部町グラウンド・鳥取市気高町運動場使用料

区分	金額（１時間につき）
一般	３００円
小学生、中学生、高齢者	１５０円
障害者等	無料

備考

１　１時間未満は、１時間とする。

２　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。

３　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

（１）　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人

（２）　介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

４　日曜日、土曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第２条に規定する祝日及び第３条に規定する休日をいう。以下同じ。）に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合は、無料とする。

２　鳥取市青谷町グラウンド使用料

区分	金額（１時間につき）
一般	５００円
小学生、中学生、高齢者	２５０円
障害者等	無料

備考

１　１時間未満は、１時間とする。

２　照明設備の使用料は、１時間につき３，０００円で計算して得た額とする。

３　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。

４　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

（１）　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人

（２）　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

５　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合は、無料とする。

３　前各項に掲げる広場を除く広場使用料

区分	金額（１時間につき）
一般	２００円
小学生、中学生、高齢者	１００円
障害者等	無料

備考

１　１時間未満は、１時間とする。

２　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。

３　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

（１）　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人

（２）　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

４　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合は、無料とする。

３　前各項に掲げる広場を除く広場使用料

区分	金額（１時間につき）
一般	２００円
小学生、中学生、高齢者	１００円
障害者等	無料

備考

１　１時間未満は、１時間とする。

２　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。

３　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

（１）　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人

（２）　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

４　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合は、無料とする。

○鳥取市若葉台スポーツセンターの設置及び管理に関する条例

平成２４年９月２６日

鳥取市条例第３５号

別表（第７条関係）

区分			利用料金
グラウンド	営利目的以外	一般	１時間につき２，０００円
		小学生、中学生、高齢者	１時間につき１，０００円
		障害者等	無料
	営利目的		１時間につき３０，０００円
トレーニングルーム	個人利用	一般	１回につき２００円
			回数券（１１回分）２，０００円
			１月につき１，８００円
		小学生、中学生、高齢者	１回につき１００円
			回数券（１１回分）１，０００円
			１月につき９００円
		障害者等	無料
	専用利用		１時間につき１，５００円
シャワー室			１回につき５０円
浴室			１時間につき２，０００円
会議室、ロッカールーム		午前９時～午後５時	１時間につき２００円
		午後５時～午後９時	１時間につき４００円

備考

１　１時間未満は、１時間とする。

２　グラウンドの照明設備の利用料金は、１時間につき５，０００円で計算して得た額とする。

３　会議室及びロッカールームの冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の５割の額とする。

４　附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。

５　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。

６　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

（１）　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人

（２）　介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

７　日曜日、土曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第２条に規定する祝日及び第３条に規定する休日をいう。）に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人でグラウンド又はトレーニングルームを利用する場合は、無料とする。

別表（第７条関係）

区分			利用料金
グラウンド	営利目的以外	一般	１時間につき２，０００円
		小学生、中学生、高齢者	１時間につき１，０００円
		障害者等	無料
	営利目的		１時間につき３０，０００円
トレーニングルーム	個人利用	一般	１回につき２００円
			回数券（１１回分）２，０００円
			１月につき１，８００円
		小学生、中学生、高齢者	１回につき１００円
			回数券（１１回分）１，０００円
			１月につき９００円
		障害者等	無料
	専用利用		１時間につき１，５００円
シャワー室			１回につき５０円
浴室			１時間につき２，０００円
会議室、ロッカールーム		午前９時～午後５時	１時間につき２００円
		午後５時～午後９時	１時間につき４００円

備考

１　１時間未満は、１時間とする。

２　グラウンドの照明設備の利用料金は、１時間につき５，０００円で計算して得た額とする。

３　会議室及びロッカールームの冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の５割の額とする。

４　附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。

５　「高齢者」とは、６５歳以上の者をいう。

６　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

（１）　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人

（２）　介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

７　日曜日、土曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第２条に規定する祝日及び第３条に規定する休日をいう。）に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人でグラウンド又はトレーニングルームを利用する場合は、無料とする。